

議案の提出について

栗山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、栗山町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年3月19日

栗山町議会議長 鵜川和彦様

提出者	栗山町議会議員	鈴木千逸
賛成者	〃	端 師 孝

議案第 9 1 号

栗山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

栗山町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 2 9 条」を削り、同項の表第 3 8 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 7 条第 2 項第 1 号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」を削る。

第 4 7 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。